第明三治種二郵十便五物年認三可月三十一日

平成２１年（フ）第１４８号
三重県松阪市川井町750番地８
破産者　羽根　　傑
１　決定年月日　平成22年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第７５３号
滋賀県草津市西渋川２丁目９番４号
破産者　有限会社松咲
１　決定年月日　平成22年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３０２号
京都市山科区大宅鳥井脇町11番地
破産者　有限会社ピエロ
１　決定年月日　平成22年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５７８号
埼玉県川越市大字小堤62番地217
破産者　有限会社富永宝飾
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４３４号
千葉県成田市幸町403番地
破産者　山口設備有限会社
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４３５号
千葉県山武郡大網白里町大網458－９　ヤスダコーポ大網白里102、住民票上の住所千葉県成田市幸町403番地
破産者　山口　一弘
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１７１９８号
長野県松本市笹部１丁目４―52、開始決定時の住所長野県松本市双葉８－５
破産者　小平　知弘
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３９号
東京都東久留米市下里１丁目11―41
破産者　石坂　　覚
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４０号
東京都東久留米市下里１丁目11―41
破産者　石坂　華代
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６１０号
茨城県水戸市元吉田町1241番地15
破産者　和光商事株式会社
１　決定年月日　平成22年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１８５号
千葉県佐倉市西志津７丁目７番２―301号
破産者　上村　清隆
１　決定年月日　平成22年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成１９年（フ）第７７３１号
東京都渋谷区神宮前５丁目50番５号
破産者　有限会社ティーケーパートナーズ
１　決定年月日　平成22年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１８５号
茨城県東茨城郡茨城町大字奥谷76―１
破産者　久保田　晃
１　決定年月日　平成22年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７３３号
茨城県東茨城郡茨城町奥谷543番地５
破産者　有限会社サンリバー
１　決定年月日　平成22年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９２７号
東京都世田谷区駒沢５丁目12番５号
破産者　成和建設株式会社
１　決定年月日　平成22年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４３０号
相模原市南区上鶴間本町７丁目32番４号
破産者　有限会社福丸商会
１　決定年月日　平成22年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６５２号
神奈川県藤沢市善行１丁目28番２号
破産者　有限会社共和堂
１　決定年月日　平成22年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６５４号
相模原市南区大野台７丁目７番１号
破産者　有限会社ムツミホーム
１　決定年月日　平成22年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６６８号
神奈川県座間市相武台１丁目89番地フラット相武台502号
破産者　花咲建設株式会社
１　決定年月日　平成22年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１０５号
長野県上田市塩川2861番地１
破産者　有限会社アサマペイント
１　決定年月日　平成22年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１９５号
岐阜県多治見市滝呂町１丁目65番地
破産者　安藤　和人
１　決定年月日　平成22年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１９６号
岐阜県多治見市滝呂町１丁目65番地
破産者　安藤　光夫
１　決定年月日　平成22年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部